

経 済 産 業 省

20180323保局第6号

平成30年3月30日

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2. 特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（内規）（20170309商局第4号）は、平成30年4月1日限り廃止する。

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について

I. 特定認定事業者について

1. 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件

高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「令」という。）第10条ただし書に規定する経済産業大臣の認定（以下「特定認定事業者に関する認定」という。）の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第20条第3項第2号による完成検査若しくは法35条第1項第2号による保安検査に係る認定又は法第39条の8による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であって、それぞれの認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。

2. 特定認定事業者に関する認定の申請手続き

- (1) 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）第92条の2第3項、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第94条の2第3項又はコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）第49条の2第3項に規定する液石則第92条の3、一般則第94条の3又はコンビ則第49条の3に定める認定の基準に適合していることを説明する書類については、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う事前調査（以下「特定認定調査」という。）の結果を添付することができることとする。
- (2) 特定認定事業者に関する認定の申請は、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとする。
- (3) 特定認定事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「特定認定申請者」という。）は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）正本1通及び副本2通を、認定に係る法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。
- (4) 産業保安監督部長は、上記（3）の申請書のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事（認定に係る法第5条第1項の事業所又は第

一種貯蔵所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。Ⅱ. 2. (2)、8. (2) 並びに 9. (1) ④及び⑤並びに (2) において同じ。) に送付するものとする。

- (5) 特定認定申請者は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に関する認定又は更新と同時に申請する場合、重複する添付書類については認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の申請書に添付すれば足りる。

3. 特定認定調査の申請手続き

- (1) 特定認定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める特定認定事業者調査マニュアルに基づき、法第 20 条第 3 項第 2 号の申請をする者にあつては、様式 1 の特定認定完成検査実施事業者調査申請書を、法第 35 条第 1 項第 2 号の申請をする者にあつては、様式 2 の特定認定保安検査実施事業者調査申請書を協会に提出するものとする。
- (2) 特定認定完成検査実施事業者調査申請書及び特定認定保安検査実施事業者調査申請書には、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 に定める認定の基準に適合していることを説明する書類を添付するものとする。
- (3) 協会は、特定認定調査においては、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める技術基準に適合することについて調査を行うこととする。
- (4) 協会は、特定認定調査を行った結果、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準に適合すると認めるときは、法第 20 条第 3 項第 2 号の申請をする者にあつては、様式 3 の特定認定完成検査実施事業者調査証を、法第 35 条第 1 項第 2 号の申請をする者にあつては、様式 4 の特定認定保安検査実施事業者調査証を交付するものとする。

4. 特定認定事業者に関する認定の方法

- (1) 特定認定事業者に関する認定の範囲

特定認定事業者に関する認定は、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵

所ごとに行うものとし、法第 20 条第 3 項第 2 号又は法 35 条第 1 項第 2 号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。

(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定

保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCAS0851 (2014) 又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。

(3) 保安検査に係る責任者の選定

液石則第 80 条第 2 項第 2 号ハ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号ハ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号ハの保安検査に係る責任者とは、7. に掲げる表中五 1 に基づき整備された保安体制において選任された責任者をいう。

(4) 施設の追加

- ① 1. から 3. まで及び 4. (1) から (3) までの規定は、液石則第 92 条の 6、一般則第 94 条の 6 又はコンビ則第 49 条の 6 の規定により施設を追加する場合に準用する。
- ② 特定認定事業者が液石則第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、一般則第 92 条第 1 項若しくは第 2 項又はコンビ則第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備の追加をする場合は、液石則第 92 条の 6、一般則第 94 条の 6 又はコンビ則第 49 条の 6 の規定により行う施設の追加が認められる場合に限って、認めることとする。
- ③ 添付書類のうち特定認定事業者に関する認定の新規又は更新に係る申請時に提出したもの（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に関する認定又は更新と同時に申請を行い、当該認定又は更新の申請書のみ添付した添付書類を含む。）と変更がないものについては、省略することができる。
- ④ 追加された施設に係る認定の有効期間は、当該事業所又は第一種貯蔵所の特定認定事業者に関する認定の有効期間の終了する日までとする。

(5) 特定認定事業者認定証の交付

経済産業大臣は、液石則第 92 条の 2 第 3 項、一般則第 94 条の 2 第 3 項又はコンビ則第 49 条の 2 第 3 項に規定する申請の内容が液石則第 92 条の 3、

一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準に適合していると認めるときは、認定完成検査実施者に対しては、液石則第 92 条の 2 第 4 項で定める様式 54 の 4、一般則第 94 条の 2 第 4 項で定める様式 55 の 4 又はコンビ則第 49 条の 2 第 4 項で定める様式 34 の 4 の特定認定完成検査実施事業者認定証を、認定保安検査実施者に対しては、液石則第 92 条の 2 第 4 項で定める様式 54 の 5、一般則第 94 条の 2 第 4 項で定める様式 55 の 5 又はコンビ則第 49 条の 2 第 4 項で定める様式 34 の 5 の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

5. 特定認定事業者に関する認定の更新

1. から 4. までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

6. 特定認定事業者に関する変更の届出

- (1) 液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 の規定により、遅滞なく届出を要する場合とは、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 に定める認定の基準に適合していることを説明する書類に記載された事項に係る変更であって、当該変更の内容が特定認定事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合とする。
- (2) 特定認定事業者は、液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 に規定する変更の届出については、法第 39 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の届出と同時に届け出ることができる。この場合、法第 39 条の 9 第 1 項又は第 2 項及び液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 に規定する届出のうち、重複する書類については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の変更届出書に添付すれば足りる。

7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について

液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等である

ものは認めることとする。

また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の 3 第 6 号、一般則第 94 条の 3 第 6 号又はコンビ則第 49 条の 3 第 6 号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること	1 高度な人材の確保	イ 多様な立場からの関与 (1) 保安全管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1) リスクマネジメントの体制が定められ、保安全管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2) リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。
		ロ 有資格者の参加 (1) 適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1) 必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること
	2 高度なリスクの抽出	イ 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1) 非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1) 非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること
		ロ 新たな危険源の特定のための適切な見直し (1) 危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切にしていること	(1) 定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2) リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること

		<p>ハ 設備変更に係る成熟した評価の実施</p> <p>(1) 変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること</p>	<p>(1-1) 設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること</p> <p>(1-2) リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること</p>
	3 高度なリスク低減対策	<p>イ 達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策</p> <p>(1) 達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること</p> <p>(2) 結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること</p> <p>(3) リスク低減対策について不足した点がないこと</p>	<p>(1) 許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること</p> <p>(2) リスクアセスメント結果を他部署で共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること</p> <p>(3) リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること</p>
二 先進的な技術を適切に活用していること	1 先進的な技術の導入	<p>イ IoT 及びビッグデータ等の先進的な技術の導入</p> <p>(1) 先進的な技術を積極的に検証又は導入していること</p> <p>(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証し、改善に向けた取組みを実施していること</p> <p>(3) 主要施設において、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野のそれぞれ</p>	<p>(1-1) 先進的な技術とは、安全な操業や、設備内異常の早期かつ精度の良い検知又は予測を促進する為の技術であって、安全に運転することを支援又は危険源の把握等を容易にするものをいう</p> <p>(1-2) 先進的な技術について、積極的に本社又は事業所が導入するための検証及び検討を実施し、又は導入していること</p> <p>(2) 導入した技術について、その効果を適切に検証及び評価するための手順や組織等を確立し、その継続的改善を行っていること</p> <p>(3-1) 主要施設とは、爆発等のリスクが高い施設をいう</p> <p>(3-2) ビッグデータの収集とは、施設及び設備保全に関する分野</p>

		<p>について、ビッグデータの収集、ビッグデータの分析及び未来予測並びにヒトに気付きを与え、ミスを防ぐという観点から先進的な技術の検証及び導入を適切に行っており、先進的な技術の検証及び導入計画を適切に定めていること</p> <p>(4) 6ヶ月程度以上の検証</p> <p>(5) 外部からのモニターを適切に受けていること</p>	<p>並びに運転に関する分野等において、データの収集に努めていることをいう</p> <p>(3-3) ビッグデータの分析及び未来予測とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、収集したビッグデータ等について分析し、異常予知等を含む保安の向上に活用していることをいう</p> <p>(3-4) ヒトに気付きを与え、ミスを防ぐ観点とは、従業員に気付きを与え、ヒューマンエラーを防ぐ観点のことをいう</p> <p>(3-5) 先進的な技術の検証及び導入に関する計画を適切に策定していること</p> <p>(4) 導入を予定又は導入した先進的な技術について、一定の期間(6ヶ月程度以上)検証をし、効果について適切に評価していること</p> <p>(5) 毎年、経済産業省への報告書の提出等、先進的な技術の導入により保安を適切に維持できていること及び効果が表れていることについて、その確認を受けていること</p>
三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	1 高度な緊急時対応訓練	<p>イ より実践的な訓練</p> <p>(1) 消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること</p> <p>(2) 防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること</p>	<p>(1) 緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること</p> <p>(2-1) 事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること</p> <p>(2-2) 実施結果について評価し、継続的改善を行っていること</p>
	2 高度なリスクアセスメント教育	<p>イ リスクアセスメントの事例紹介と実践</p> <p>(1) リスクアセスメント教育を適切に実施していること</p>	<p>(1-1) リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を制定し、それに基づき適切に実施していること</p> <p>(1-2) 実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること</p>

		(2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(2) リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること
3 高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ 問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築	<p>(1) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること</p> <p>(2) 問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること</p> <p>(3) 若手エンジニアを適切に育成していること</p> <p>(4) 技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること</p>	<p>(1)(2) 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム(問題解決教育及び事故事例教育等を含む。)及び計画を作成し、適切に実施していること</p> <p>(3) 入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること</p> <p>(4) 熟練従業員の教育訓練における役割(技術伝承を含む。)及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること</p>
	ロ 個人ごとの教育計画による技術伝承	<p>(1) 個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること</p>	<p>(1-1) 事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること</p> <p>(1-2) 実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること</p>
4 高度な体感教育	イ 実習プラント教育又は危険体感等の実施	<p>(1) 実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること</p>	<p>(1) 事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。</p>

四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること	1 第三者の専門的な知見の活用	イ 特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1) 特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (2) リスクアセスメントに関しても評価を受けていること	(1)(2) 安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム(リスクアセスメントを含む)の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1)(2) 対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又はCSRレポート等を利用して公表していること
		ロ 教育機会の提供又は良好事例の展開 (1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組	(1) 教育の機会の提供又は先進的な技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること
五 連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1) 容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ① KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)に規定するFFS組織又はこれと同等な組織を設置すること ② 設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること (2) 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ① 運転期間に応じて適	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i) 自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること (ii) (i)の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること (iii) 承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に於いて、それぞれに規定する資格を有する者であること ① 容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ② 圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、

		<p>切に予備機を配置していること</p> <p>② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者がいること</p> <p>(3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること</p> <p>(4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して</p> <p>① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること</p> <p>② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること</p>	<p>公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者であること</p> <p>③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること</p> <p>④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること</p> <p>(iv) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S0851(2014)に規定される FFS 組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること</p> <p>(v) (i) 及び (iv) の組織は、既存の組織を活用することができるものとする</p> <p>(vi) (i) 及び (iv) の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする</p> <p>(vii) (i) 及び (iv) の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする</p> <p>(viii) (i) 及び (ii) の組織及び手順等について、適切に文書化していること</p> <p>(ix) 保安検査及び検査管理の実施は、一般則別表第五、液石則別表第五、又はコンビ則別表第七若しくは別表第八に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること</p>
--	--	--	--

II. 自主保安高度化事業者

1. 自主保安高度化事業者の定義

液石則第 16 条第 1 項第 8 号、一般則第 15 条第 1 項第 8 号又はコンビ則第 14 条第 1 項第 8 号に規定する高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者(以下「自主保安高度化事業者」という。)とは、以下に定めるところにより、経済産業大臣の認定(以下「自主保安高度化事業者に関する認定」という。)を受けた者とする。

2. 自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き

(1) 自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者(以下「自主保安高度化申請者」という。)は、様式第 5 の自主保安高度化事業者認定申請書正本 1 通及び副本 2 通に次に掲げる書類を添えて、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- ① 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図
- ② 認定に係る法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る自主保安高度化申請者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
- ③ 3. に定める協会が行う自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合することについての調査(以下「自主保安高度化調査」という。)の結果

(2) 産業保安監督部長は、(1) の申請書(添付書類を含む。)のうち、正本 1 通を経済産業大臣に、副本 1 通を都道府県知事に送付するものとする。

3. 自主保安高度化調査の方法

(1) 協会は、(2) に規定する申請に基づき、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに 5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合することについて、調査を行うこととする。

(2) 自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第 6 の自主保安高度化事業者調

査申請書に2.(1)①及び②に掲げる書類並びに5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。

(3) 協会は、自主保安高度化調査を行った結果、5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第7の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。

4. 自主保安高度化事業者に関する認定の方法

経済産業大臣は、2.(1)の申請内容が、5.に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第8の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。

5. 自主保安高度化事業者に関する認定の基準

自主保安高度化事業者に関する認定の基準は、別添のとおりとする。

6. 欠格条項

(1) 次のいずれかに該当する者は、自主保安高度化事業者に関する認定を受けることができない。

- ① 高压ガスの製造を開始した日から2年を経過しない者
- ② 第一種製造者であって、当該事業所において高压ガスによる災害が発生した日から2年を経過しないもの
- ③ 第一種貯蔵所の所有者又は占有者であって、当該第一種貯蔵所において高压ガスによる災害が発生した日から2年を経過しない者
- ④ 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 自主保安高度化事業者に関する認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ⑥ 法人であって、その業務を行う役員のうち④又は⑤に該当する者があるもの

(2) 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、法第5条第1項の許可を受けた者については、その第一種製造者が当該施設に係る法第21条第1項の規定による高压ガスの製造の開始の届出をした日から2

年を経過したときは、(1) ①の規定は適用しない。

(3) (1) ①における高圧ガスの製造を開始した日とは、法第 21 条第 1 項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。

(4) (1) ②及び③における高圧ガスによる災害とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

①負傷の程度に応じて次の表 a から d までに定める被害以上の人的被害が発生したもの

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日以上を負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が 30 日未満を負傷者をいう。

② 直接損害額が 2 億円以上発生したもの。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたもの
イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたもの。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したもの。

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したもの。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたもの。

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。
例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの。

ロ 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの。

7. 自主保安高度化事業者に関する認定の更新

- (1) 自主保安高度化事業者に関する認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) 1. から5. までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

8. 変更の届出

- (1) 自主保安高度化事業者は、2. (1) に規定する書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が5. に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合には、様式第9の自主保安高度化事業者変更届書正本1通及び副本2通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (2) 産業保安監督部長は、(1) の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本1通を経済産業大臣に、副本1通を都道府県知事に送付するものとする。

9. 自主保安高度化事業者に関する認定の取消し等

- (1) 経済産業大臣は、自主保安高度化事業者が次のいずれかに該当するときは、自主保安高度化事業者に関する認定を取り消すことができる。
 - ① 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生したとき。
 - ② 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所において発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。
 - ③ 法第36条第1項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じず、又は同条第2項の規定による届出を行わなかったとき。
 - ④ 法第38条第1項の規定により都道府県知事による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止の命令を受けたとき。
 - ⑤ 都道府県知事により法第39条第1号又は第2号の措置をされたとき。
 - ⑥ 5. に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認められないとき。

⑦ 6. (1) ④又は⑥に該当するに至ったとき。

⑧ 不正の手段により、自主保安高度化事業者に関する認定又はその更新を受けたとき。

(2) (1) ①における高圧ガスによる災害とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

① 負傷の程度に応じて次の表aからdまでに定める被害以上の人的被害が発生したとき。

	死 者	重傷者	軽傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※ 重傷者は負傷の治療に要する期間が30日以上の負傷者をいう。軽傷者は負傷の治療に要する期間が30日未満の負傷者をいう。

② 直接損害額が2億円以上発生したとき。

③ 次のいずれかに該当し、かつ、社会的影響が大きいと認められたとき。

イ 多数又は長時間の避難者が発生する等住民の生活に多大な影響を及ぼしたとき。

ロ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で人的被害が発生したとき。

ハ 認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外で物的被害が発生したとき。

ニ 著しい環境破壊を及ぼしたとき。

④ ①から③まで（③イを除く。）に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたもの。例としては以下のとおり。

イ 大規模な爆発、破裂等が発生したもの。

ロ 自主保安高度化事業者に関する認定を受けている製造事業所又は第一種貯蔵所外に、爆発又は破裂に伴う重量飛散物が落下したもの。

⑤ ①から④までのいずれにも該当しない災害が1年間に2回又は5年間に

4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたもの。ただし、少量の高圧ガスの漏えいや、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、災害覚知後、迅速に都道府県知事等に通知されているものは、この場合の災害には該当しないものとする。

(3)(1)②における発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。

① (2)①から③まで(③イを除く。)に掲げるいずれかの災害の発生するおそれが相当程度あったと認められ、かつ、保安体制に不備が認められたとき。

② ①の要件に該当しない事故が1年間に4回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

③ ①の要件に該当しない事故が1年間に2回発生し、かつ、保安体制に不備が認められたときであって、(1)⑤の災害が過去1年間に1回発生していたとき。ただし、事業所自らの消火活動のみで鎮圧され公設消防機関による防消火設備を利用した消火活動を要しなかった火災等の軽微と認められる災害であって、人身被害を伴わず、事故覚知後、迅速に消防機関等に通報されているものは、この場合の事故には該当しないものとする。

(4) 法第38条第1項の規定により法第5条第1項又は法第16条第1項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所に係る自主保安高度化事業者に関する認定は、その効力を失う。

別添

自主保安高度化事業者に関する認定の基準を以下のとおり定める。

(定義)

第一条 本基準において使用する用語は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保安管理システム 事業所の保安管理活動を促進するために、方針及び目標を定め、それらを達成するために、計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組み。事業所の保安管理方針を明確に定め、実施し、達成し、見直し及び維持するための、体制、責任、手順及び資源（人材、予算、物資及び専門的技術を含む。）を含む。

二 危険源 事故の発生をもたらす潜在的な危険性。

三 危険源の特定 危険源の存在を認識し、かつ、その特性を明確にするための一連の措置。

四 保安管理方針 事業所の保安の確保に関する方針。

五 保安管理目標 保安管理システムの実施状況に関して、事業所が達成すべきものとして可能な限り定量的に自ら設定する目標。

六 保安管理計画 保安管理目標を達成するための計画。

七 変更管理 製造工程、製造設備、製造に係る条件、運転手順、原料等に対する恒久的又は一時的な変更を行う場合、その変更によって保安に影響を与える危険源を特定し、これに対して必要な一連の措置を講じること。

八 継続的改善 本社の保安管理の基本方針及び事業所の保安管理方針に沿って事業所の保安管理活動の改善を達成するために、保安管理システムの水準を向上させる一連の措置。

(本社の保安に係る基本姿勢)

第二条 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念及び基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

(保安管理システム)

第三条 事業所は、保安管理システムを確立するとともに評価及び見直しを実施し、継続的改善を図ること。

(保安管理方針)

第四条 事業所長は、本社の保安管理の基本方針を踏まえ、保安管理方針を明確に

定め、文書化すること。

(保安に影響を与える危険源)

第五条 事業所は、保安に影響を与える危険源の特定を実施すること。

2 事業所は、危険源に関する情報を最新のものとする。

(保安管理目標)

第六条 事業所長は、保安管理方針を踏まえ、事業所全般の危険源に配慮した保安管理目標を明確に定め、かつ、文書化すること。

2 保安管理活動を行う組織は、事業所全般の保安管理目標を踏まえ、必要に応じてそれぞれの保安管理目標を設定し、文書化すること。

(保安管理計画)

第七条 事業所は、保安管理目標を達成するための手段等を含む保安管理計画を策定し、維持すること。

(事業所の体制等)

第八条 事業所長は、保安管理システムの維持向上を図るため設備的及び人的な資源配分を適切に実施すること。

2 事業所は、保安管理計画を踏まえ、次に掲げる体制、役割その他の事項を定めること。

一 体制

次に掲げるイからハまでに定める保安管理機能、運転管理機能及び設備管理機能を有する者又は組織があること。なお、各機能が適切に運用される場合にあっては、複数の機能を同一の個人又は組織が有することを妨げない。

イ 保安管理機能

- (1) 保安管理に係る意見を設備管理及び運転管理に反映できること。
- (2) 事業所の保安管理システムを統括できること。

ロ 運転管理機能

- (1) 運転員が交替する場合は、交替及び引継ぎを適切に実施できること。
- (2) 運転状態を監視するため、高圧ガス設備の日常点検を実施できること。

ハ 設備管理機能

- (1) 運転を担当する者と工事を担当する者との引継ぎ及び引渡しについて適切に管理できること。
- (2) 設備補修に係る計画等に沿って通常検査及び定期検査を実施できること。
- (3) 製造施設の新設、増設又は変更に当たっての材料の選択、腐食、磨耗そ

の他の保安上特に必要な事項について配慮できること。

二 役割

イ 事業所内で発生した事故等について再発防止に努めること。

ロ スタートアップ、シャットダウン及び緊急シャットダウンを実施する際の責任の所在及び作業体制を定めること。

ハ 変更管理の対象となる変更の適切な範囲、変更管理の適切な手順を定めること。

ニ 製造施設の新設、増設、取替えその他の変更があった場合には、関連する文書の該当部分を確実に見直すこと。

三 資格

各管理機能の責任者は、経験十年以上（管理機能の経験年数を通算する。）

又は同等の知識及び経験を有している者であること。

四 協力会社に関する事項

協力会社を使用する場合は、協力会社の管理を適切に実施すること。

（教育訓練）

第九条 事業所は、保安管理活動を行う全ての就業者に適切な教育訓練を実施すること。

（情報の連絡）

第十条 事業所は、事業所内の情報の連絡を適切に実施すること。

（保安管理システムに関する文書作成及び管理）

第十一条 事業所は、保安管理活動に必要な文書を維持及び管理すること。

（記録）

第十二条 事業所は、保安管理活動に必要な記録を維持すること。

（緊急事態への準備及び対応）

第十三条 事業所は、緊急事態を想定し、緊急時対応訓練を定期的実施すること。

様式1 (I 3. (1)関係)

特定認定完成検査実施事業者 調査申請書	〔液石 一般 特定〕	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る製造施設又は貯蔵設備			

年 月 日

代表者 氏名

㊟

高圧ガス保安協会 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2 (I 3. (1)関係)

特定認定保安検査実施事業者 調査申請書	〔液石 一般 特定〕	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら保安検査を行う 特定施設			

年 月 日

代表者 氏名

⑩

高圧ガス保安協会 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式3 (I 3. (4)関係)

特 定 認 定 完 成 検 査 実 施 事 業 者 調 査 証		(液石) 一 般 特 定
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)		
事 務 所 (本 社) 所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
調 査 の 種 類		
認 定 に 係 る 製 造 施 設 又 は 貯 蔵 設 備		
特 定 認 定 完 成 検 査 実 施 者 調 査 証 交 付 年 月 日 及 び 調 査 証 番 号	年 月 日 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 第 号	
備 考		

年 月 日

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 印

代 表 者 氏 名 殿

備 考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式4 (I 3. (4)関係)

特 定 認 定 保 安 検 査 実 施 事 業 者 調 査 証		(液石) 一 般 特 定
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)		
事 務 所 (本 社) 所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
調 査 の 種 類		
認 定 に 係 る 特 定 施 設		
特 定 認 定 完 成 検 査 実 施 者 調 査 証 交 付 年 月 日 及 び 調 査 証 番 号		年 月 日 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 第 号
備 考		

年 月 日

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 印

代 表 者 氏 名 殿

備 考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式5 (II 1. (1)関係)

自主保安高度化事業者 認定申請書	(液石 一般 特定)	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自主保安高度認定調査証 交付年月日及び調査証番号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	

年 月 日

代表者 氏名

印

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 自主保安高度化調査証交付年月日及び調査証番号の欄は、高圧ガス保安協会が実施する調査を受けた場合に限り記載すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式6 (II 3. (2)関係)

自主保安高度化事業者 調査申請書	〔液石 一般 特定〕	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (事業所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地			
事業所所在地			
申請の種類			

年 月 日

代表者 氏名

④

高圧ガス保安協会 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式7 (II 3. (3)関係)

自主保安高度化事業者調査証		液石 一般 特定
名称 (事業所の名称を含む。)		
事務所 (本社) 所在地		
事業所所在地		
調査の種類		
自主保安高度認定調査証 交付年月日及び調査証番号		
備 考		

年 月 日

高圧ガス保安協会 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式8 (II 4. (2)関係)

自主保安高度化事業者認定証		液石 一般 特定
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
認定の種類		
認定年月日及び認定番号	年 月 日	第 号
認定の有効期間		
備考		

年 月 日

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式9（Ⅱ7．関係）

自主保安高度化事業者変更届	〔液石 一般 特定〕	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

㊟

経済産業大臣 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。